

(資料三)

平成二十八年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 .....	3
島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例 .....	4
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	4
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	5
職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	5
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 .....	5
職員の退職管理に関する条例 .....	6
行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 .....	7
行政不服審査法施行条例 .....	8
島根県手数料条例の一部を改正する条例 .....	9
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 .....	25
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 .....	26

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 .....	26
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ...	27
島根県国民健康保険財政安定化基金条例 .....	27
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例 .....	28
島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止する条例 ...	30
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 .....	30
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定 通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例 .....	33
興行場法施行条例の一部を改正する条例 .....	34
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	35
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例 .....	35
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一 部を改正する条例 .....	36
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例 .....	37
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例 .....	37

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例 .....	38
島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例 ...	38
島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例 .....	39
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する条例 .....	39
島根県消費者センター条例の一部を改正する条例 .....	40
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例 .....	40
島根県建築審査会条例の一部を改正する条例 .....	41
島根県営住宅条例の一部を改正する条例 .....	41

第20号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、個人番号の利用範囲について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる県の執行機関が行う次に掲げる事務を個人番号を利用することができる事務に追加すること。

執行機関	事 務
知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務
教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
教育委員会	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）

(2) 次に掲げる県の執行機関は、次に掲げる事務を処理するために必要な

限度で、次に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができること。

執行機関	事 務	特定個人情報
知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）
知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校へ

の就学のため必要な経費の支弁に関する情報

(3) (2)により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすこと。

### 3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

## 第21号議案

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

### 1 提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

- (1) 職員の旅費に関する条例
- (2) 職員の給与に関する条例
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (7) 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (8) 職員の勤務時間に関する条例
- (9) 職員の休日及び休暇に関する条例
- (10) 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- (11) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例

- (12) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (13) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例
- 3 施行期日  
平成28年4月1日から施行する。

第22号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

刑の一部の執行猶予制度の新設に伴い、恩給法の改正に準じて、退隠料及び増加退隠料並びに扶助料の支給停止に関する規定について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

退隠料若しくは増加退隠料又は扶助料を受ける者が、3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられた場合において、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降は、これらの支給を停止しないこととすること。

3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第23号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、初任給調整手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

初任給調整手当の支給月額の限度額の改正

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	412,200円	413,300円

医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,300円	50,500円
------------------------------	---------	---------

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

第24号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

知事等の給与の減額を1年間継続して実施することについて、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

給与の減額を平成28年度まで1年間継続して実施すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第25号議案

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の管理職手当の減額を1年間継続して実施することについて、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

管理職手当の減額を平成28年度まで1年間継続して実施すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第26号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

より効果的な県の移住・定住施策の企画立案に資するため、一般財団法人地域活性化センターに対し、及び少子化の大きな要因の一つである未

婚・晩婚化に対応した結婚対策の充実を図るため、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターに対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般財団法人地域活性化センター及び一般社団法人しまね縁結びサポートセンターを追加すること。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

第27号議案

職員の退職管理に関する条例

1 提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 再就職者による依頼等の規制

再就職者のうち国家行政組織法に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこと。

(2) 任命権者への届出

管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこと。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

## 第28号議案

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

### 1 提案理由

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

#### (1) 島根県情報公開条例の一部改正

ア 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこと。

イ 行政不服審査法の施行に伴う規定の整理

ウ その他規定の整備

#### (2) 島根県個人情報保護条例の一部改正

ア 開示決定等、訂正等の決定、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこと。

イ 行政不服審査法の施行に伴う規定の整理

ウ その他規定の整備

#### (3) 島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正

ア 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこと。

イ 行政不服審査法の施行に伴う規定の整理

#### (4) 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

- 工 島根県行政手続条例
- 才 島根県県税条例
- 力 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- キ 島根県建築審査会条例

3 施行期日  
平成28年4月1日から施行する。

## 第29号議案

### 行政不服審査法施行条例

#### 1 提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、島根県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項その他必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 島根県行政不服審査会の設置等

ア 行政不服審査法の規定に基づく附属機関として、島根県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置すること。

イ 審査会は、委員5人以内で組織すること。

ウ 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命すること。

エ 委員の任期は、2年とすること。

オ 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができること。

カ 委員若しくは委員であった者又は専門委員若しくは専門委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

##### (2) 手数料

審理員等に提出された書面等の写しの交付に係る手数料の額を次のとおりとすること。

交付の方法	種 別	手数料の額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 50円

2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒	用紙 1 枚につき 10円
	(2) カラー	用紙 1 枚につき 50円

(3) 罰則

ア (1)の力に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

イ 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すること。

(4) 警察に関する手数料条例の一部改正

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

第30号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 歯科技工士法関係手数料の廃止
- (2) 農産物検査法で定める登録検査機関の登録等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 登録検査機関の登録を受けようとする者	150,000円
イ 登録検査機関の登録の更新を受けようとする者	10,100円
ウ 登録検査機関の変更登録を受けようとする者	
(ア) 農産物の種類の増加に係るもの	30,000円
(イ) 登録の区分の増加に係るもの	150,000円

(3) 職業能力開発促進法関係手数料

引用する条項の整理

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

増築し、又は改築しようとする住宅の認定等に係る手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定を受けようとする者	
(ア) 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合	67,000円（適合証の提出がある場合にあっては、9,000円）
(イ) 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合	
a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円（適合証の提出がある場合にあっては、18,000円）
b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	を認定申請数で除して得た額 247,000円（適合証の提出がある場合にあっては、31,000円）
c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	を認定申請数で除して得た額 488,000円（適合証の提出がある場合にあっては、45,000円）
d 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	を認定申請数で除して得た額 873,000円（適合証の提出がある場合にあっては、84,000円）
e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	を認定申請数で除して得た額 1,500,000円（適合証の提出がある場合にあっては、144,000円）
f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	を認定申請数で除して得た額 2,731,000円（適合証の提出がある場合にあっては、233,000円）

<p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p>	<p>額 3,902,000円（適合証の提出がある場合にあっては、286,000円）を認定申請数で除して得た額</p>
<p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>4,781,000円（適合証の提出がある場合にあっては、305,000円）を認定申請数で除して得た額</p>
<p>イ 計画の変更の認定を受けようとする者（譲受人を決定した場合の変更を受けようとする者を除く。）</p>	
<p>㍿ 計画の変更の認定を受けようとする住宅がアの㍿の計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>	<p>34,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、5,000円）</p>
<p>イ) 計画の変更の認定を受けようとする住宅がアのイ)の計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	
<p>a 変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p>	<p>157,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、18,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p>
<p>b 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>247,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、31,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p>
<p>c 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</p>	<p>488,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、45,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p>

d 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	873,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、84,000円）を変更認定申請数で除して得た額
e 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,500,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、144,000円）を変更認定申請数で除して得た額
f 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,731,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、233,000円）を変更認定申請数で除して得た額
g 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,902,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、286,000円）を変更認定申請数で除して得た額
h 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,781,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、305,000円）を変更認定申請数で除して得た額

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による認定等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定（以下「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分を有しないものをいう。以下同じ。）又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに

		<p>規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはcに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはa又はb及びcに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
	<p>a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	
	<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>223,000円（非住宅誘導基準適合証（登録建築物調査機関が作成した基準に適合していることを示す書類をいう。以下同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）</p>
	<p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル</p>	<p>356,000円（非住宅誘導基準適合証の提</p>

	<p>ル未満のもの</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>出がある場合にあっては、26,000円)</p> <p>507,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)</p> <p>625,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、123,000円)</p> <p>727,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円)</p> <p>829,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、191,000円)</p> <p>86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)</p> <p>141,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)</p> <p>228,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)</p>
--	---	--

(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、123,000円）
(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円）
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、191,000円）
c 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅誘導基準適合証等（登録建築物調査機関又登録住宅性能評価機関が作成した基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、193,000円）

	<p>(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>イ 計画の変更の認定を受けようとする者</p> <p>ア 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>ては、44,000円）</p> <p>267,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）</p> <p>34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはcに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に</p>
--	---	---

		<p>限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあってはa又はb及びcに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
	<p>a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	
	<p>(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床積との合計(以下「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの</p>	<p>223,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)</p>
	<p>(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>356,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)</p>
	<p>(c) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>507,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)</p>
	<p>(d) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>625,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、100,000円)</p>

	<p>もの</p> <p>(e) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>(f) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>(c) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(d) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>(e) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>(f) 非住宅部分の計画の変更に係る部</p>	<p>ては、123,000円)</p> <p>727,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円)</p> <p>829,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、191,000円)</p> <p>86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)</p> <p>141,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)</p> <p>228,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)</p> <p>298,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、123,000円)</p> <p>352,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円)</p> <p>413,000円(非住宅</p>
--	---	---

<p>分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、191,000円)</p>
<p>c 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合</p>	
<p>(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>67,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)</p>
<p>(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>113,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)</p>
<p>(c) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>193,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円)</p>
<p>(d) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>267,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)</p>
<p>(イ) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p>	
<p>a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>17,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p>
<p>b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p>
<p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築基準法に規定す</p>	<p>計画の認定を受けようとする建築物又は</p>

る建築基準関係規定に適合するかどうかの  
審査を受けようとする者

計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例の規定の例により算出した額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）

エ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定  
（以下「認定」という。）を受けようとする者

ア 認定を受けようとする建築物が非住宅  
建築物、共同住宅等又は複合建築物である  
場合

非住宅建築物にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等にあつてはc又はdに規定する手数料の額、複合建築物にあつてはa又はb及びc又はdに規定する区分に応

	<p>a 当該建築物の非住宅部分について省令の基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>223,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物調査機関が作成した基準に適合していることを示す書類又は知事が定めるその他の図書をいう。以下同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>356,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、26,000円）</p> <p>507,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、78,000円）</p> <p>625,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円）</p> <p>727,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円）</p> <p>829,000円（非住宅基準適合証等の提出</p>
--	--	--

	がある場合にあつては、191,000円)
b 当該建築物の非住宅部分について省令の基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、26,000円)
(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、78,000円)
(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円)
(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、153,000円)
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円)
c 当該建築物の住宅部分について性能基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(住宅基準適合証等(登録建築物調査機関又は登録

	住宅性能評価機関が作成した基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円)
(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)
d 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	101,000円(住宅基準適合証等の提出が

ル未満のもの	ある場合にあつては、44,000円)
(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、77,000円)
(イ) 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
(ウ) 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)

### 3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。ただし、2の(1)については、公布の日から施行する。

## 第31号議案

### 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

第20号議案による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正及び住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した都道府県知事保存本人確認情報の利用又は提供に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を知事又は知事以外の執行機関が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務に追加すること。

ア 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

イ 私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

ウ 島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務

エ 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

オ 県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

カ 国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

キ 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務

ク 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）

(2) 次に掲げる事務を知事が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務から削除すること。

ア 地方税法又は島根県県税条例による県税の賦課又は徴収に関する事務

イ 地方税法、島根県県税条例又は島根県産業廃棄物減量税条例若しくは旧島根県産業廃棄物減量税条例の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による産業廃棄物減量税の賦課又は徴収に関する

事務

ウ 地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件の調査に関する事務

(3) その他規定の整理

3 施行期日

2の(1)及び(3)については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の政令で定める日から、2の(2)については公布の日から施行する。

第32号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政需要の変動に伴い、地方警察職員の定員を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	73人	73人	-
警部	148人	148人	-
警部補及び巡査部長	840人	844人	4人
巡査	440人	442人	2人
計	1,501人	1,507人	6人

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

第33号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

看護学生修学資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 看護学生修学資金の返還債務の免除の対象となる者に、養成施設に在学する者で、将来特定地域医療施設等において看護職員の業務に従事しようとするものを加えること。
  - (2) (1)に掲げる者が、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、特定地域医療施設等において5年間看護職員の業務に従事したときは、債務の全部を免除すること。
- 3 施行期日  
平成28年4月1日から施行する。

### 第34号議案

#### 島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定により国が標準として定める財政安定化基金拠出率の変更を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改正

改正前	改正後
10万分の44	10万分の41

##### 3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

### 第35号議案

#### 島根県国民健康保険財政安定化基金条例

##### 1 提案理由

国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

###### (1) 設置

国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、島根県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

### 第36号議案

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準を削除すること。

イ 指定地域密着型通所介護の創設に伴う規定の整備

(2) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

指定地域密着型通所介護の創設に伴う規定の整備

- (3) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業を同一の事業所で一体的に運営されている場合の従業者の員数及び設備に係る基準を定めること。

- (4) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型通所介護の創設に伴う規定の整備

- (5) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

イ 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

エ 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

オ 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

カ 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

- (6) その他規定の整理

### 3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

## 第37号議案

### 島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止する条例

#### 1 提案理由

介護保険法に基づく施設等の開設の準備を支援するための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 施行期日

公布の日から施行する。

## 第38号議案

### 島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

青少年の健全な育成を図るため、保護者、地域住民及び青少年の各役割の明確化、フィルタリング機能の利用等によるインターネット利用環境の整備、有害図書類等の指定要件の追加、着用済み下着の買受け等の禁止、深夜営業を行う施設への青少年の立入りの制限に対する罰則の新設等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 保護者、地域住民及び青少年の各役割の明確化

ア 保護者は、青少年を健全に育成することについて第一義的な責任を有するものであることを自覚し、青少年を良好な環境の中で監護し、及び教育するよう努めるものとする。

イ 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力して青少年の健全な育成に努めるものとする。

ウ 青少年は、生命を尊び、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めるものとする。

##### (2) インターネット利用環境の整備

ア 県は、青少年によるインターネットの適切な利用に関する知識の普及、啓発、教育その他の必要な施策の推進に努めるものとする。

イ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等

㍿ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結等（当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。）をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年であるかどうかを確認し、利用者が青少年である場合には、その保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること等を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならないこと。

(イ) 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年である場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由等を記載した書面（以下「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこと。

(ウ) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務を提供する場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務契約の締結等を行うことができること。

(エ) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、理由書若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならないこと。

ウ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等

㍿ 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がイの㍿、(ウ)又は(エ)に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきこ

とを勧告することができること。

(イ) 知事は、(ア)の勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができること。

(ウ) 知事は、(ア)の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所又は所在地、当該勧告の内容等を公表することができること。

(エ) 知事は、(ウ)の公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこと。

(オ) 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をして営業所内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(3) 有害図書類等の指定要件に青少年の自殺又は犯罪を誘発するものを追加すること。

(4) 着用済み下着の買受け等の禁止等

ア 何人も、青少年から着用済み下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。以下同じ。）を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年に対して着用済み下着の売却の相手方を紹介し、若しくは売却するよう勧誘（以下「着用済み下着の買受け等」という。）してはならないこと。

イ 知事は、着用済み下着の買受け等を行い、又は行おうとした者に対し、警告を発することができること。

ウ 何人も、着用済み下着の買受け等の行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は場所のあっせんをしてはならないこと。

(5) 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めるものとする。

(6) 罰則

ア 興行を開催する施設又は次に掲げる施設（法令により深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）において青少年の立入りが制限されているものを除く。）を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者が、深夜において、当該施設に青少年（保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。）を立ち入らせた場合は、30万円以下の罰金に処すること。

ア 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる施設

イ 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館を除く。）

イ (4)のア又はウに違反した者は、30万円以下の罰金に処すること。

ウ (2)のウのイの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処すること。

エ 青少年の年齢を知らないことを理由として、ア又はイによる処罰を免れることができないこと。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでないこと。

(7) その他規定の整備

### 3 施行期日

平成28年7月1日から施行する。ただし、2の(1)及び(7)については、公布の日から施行する。

## 第39号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、地域密着型通所介護に関する要件を追加すること。

イ 自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る要件を追加すること。

ウ その他規定の整理

(2) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、地域密着型通所介護に関する要件を追加すること。

イ 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る要件を追加すること。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

## 第40号議案

### 興行場法施行条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

興行場法第2条、第3条関係基準条例準則の改正を踏まえ、興行場の公衆衛生水準の向上を図るため、興行場の構造設備及び衛生措置の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 構造設備の基準のうち、建物内に喫煙室を設置する場合の要件を次のとおりとすること。

ア 建物内の他の区域と区画すること。

イ 室内の空気を建物外へ排出できる装置を備え、たばこの煙が建物内の他の区域に流入しない構造であること。

- ウ 客席及び入場者が利用する通路等から極力離れた位置にあること。
  - (2) 衛生措置の基準のうち、喫煙に係る要件を次のとおりとすること。
    - ア 場内の建物内で喫煙させないこと。ただし、(1)の要件を備える喫煙室内で喫煙させる場合は、この限りでないこと。
    - イ 場内の建物外で喫煙させる場合は、喫煙可能な区域を定めるよう努めること。
    - ウ 次の事項を入場者の見やすい場所に表示すること。
      - ア 喫煙室又は喫煙可能な区域以外の場所における喫煙の禁止
      - イ 喫煙室又は喫煙可能な区域の場所
  - (3) この条例の施行の際現に興行場の営業の許可を受けている者及び現に当該許可の申請をしている者に係る構造設備及び衛生措置の基準については、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間、なお従前の例によること。
- 3 施行期日  
平成28年4月1日から施行する。

#### 第41号議案

##### 島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
県立中央病院における病床数の見直し及び診療科目の追加に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要  
県立中央病院の経営の基本に関する事項の改正
  - (1) 一般病床を633床から588床とすること。
  - (2) 診療科目に病理診断科を追加すること。
- 3 施行期日  
公布の日から施行する。

#### 第42号議案

##### 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 提案理由  
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所

要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

- (1) 島根県暴力団排除条例
- (2) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 島根県立武道施設条例
- (5) 島根県立体育施設条例
- (6) 島根県立青少年社会教育施設条例
- (7) 島根県立高等技術校条例

## 3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

### 第43号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

## 1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,611人	1,584人	27人
	事務職員、技術職員その他の職員	189人	187人	2人
特別支援学校	教育職員	968人	962人	6人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	-
小学校及び中学校	教育職員	5,062人	5,071人	9人
	事務職員及び技術職員	351人	350人	1人

- 3 施行期日  
平成28年4月1日から施行する。

#### 第44号議案

##### 島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
島根県立青少年社会教育施設の利用者の利便性の向上及び利用の促進を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要  
島根県立青少年の家及び島根県立少年自然の家について、宿泊使用以外の場合に体育館の2分の1を使用するときの使用料の額は、別表の規定により算出した額の5割に相当する額とすること。
- 3 施行期日  
平成28年4月1日から施行する。

#### 第45号議案

##### 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 農地法に基づく事務のうち、2ヘクタールを超え、4ヘクタールを超えない農地の転用の許可に関する事務を飯南町、川本町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること。
- (2) 農地法に基づく事務のうち、次に掲げる事務を松江市、浜田市、出雲市、江津市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること。
- ア 違反転用に対する措置の要請の受理
- イ 国又は都道府県等が農地の転用を行う場合における協議に係る農業

委員会への意見の聴取

ウ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定による経過措置に係る農業委員会ネットワーク機構への意見の聴取

(3) 農業協同組合法に基づく事務のうち、次に掲げる事務を出雲市及び飯南町に権限移譲すること。

ア 休眠農事組合法人に係る官報による公告及び休眠農事組合法人が事業を廃止していない旨の届出の受理

イ アの官報による公告をした旨の休眠農事組合法人への通知

ウ 農事組合法人が継続した旨の届出の受理

(4) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整理

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

第46号議案

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

1 提案理由

江津家畜保健衛生所の移転に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

江津家畜保健衛生所の名称及び位置の改正

	改正前	改正後
名称	江津家畜保健衛生所	川本家畜保健衛生所
位置	江津市	邑智郡川本町

3 施行期日

平成28年7月4日から施行する。

第47号議案

島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

牛の遺伝子型の検査の新設に伴い、畜産技術センターにおいて徴収する

手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

牛の遺伝子型の検査に係る手数料の新設

区 分	金 額
遺伝性疾患の保因判定	1 件につき 2,110円

3 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行する。

第48号議案

鳥根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

中国地方内の公設試験研究機関の相互活用により県内企業等の利便性の向上による産業振興を図るため、産業技術センター、農業技術センター及び畜産技術センターにおいて徴収する使用料及び手数料の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例に規定する使用料又は手数料の額について、納付すべき者の住所が、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県にある場合は、2 倍の格差の適用を除外し、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者と同額にすること。

- (1) 鳥根県産業技術センター条例
- (2) 鳥根県農業技術センター分析等手数料条例
- (3) 鳥根県畜産技術センター分析等手数料条例

3 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行する。

第49号議案

鳥根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する条例

1 提案理由

国の交付金による企業立地資金貸付事業を企業立地に対する補助事業に

変更することに伴い、基金に属する現金を全額繰り出し、他の既存の基金に積み立てることから、島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

平成28年5月7日から施行する。

第50号議案

島根県消費者センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、島根県消費者センターの設置及び管理について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 知事は、消費者センター（以下「センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、センターの名称及び住所並びに消費生活相談の事務を行う日及び時間を告示しなければならないこと。
- (2) センターに、センターの長その他必要な職員を置くこと。
- (3) センターに、消費生活相談員資格試験に合格した者（(4)において「合格者」という。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くこと。
- (4) 知事は、(3)の規定により置く消費生活相談員については、合格者とするよう努めるものとする。
- (5) 知事は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

第51号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

浜田港に計量器を新設することに伴い、港湾施設の使用料の額について

所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

計量器の使用料の新設

(1) 使用料の額

計量 1 回につき322円

(2) (1)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた使用料の額

計量 1 回につき347円

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

第52号議案

島根県建築審査会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県建築審査会について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすること。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

第53号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を西ノ島町へ譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
新由良団地	隠岐郡西ノ島町

- 3 施行期日  
平成28年4月1日から施行する。